

国 総 公 第 3 号
平成17年3月25日

各地方整備局用地部長
同 港湾空港部長
北海道開発局開発監理部長
各地方航空局飛行場部長
沖縄総合事務局開発建設部長 あて

国土交通省総合政策局
国土環境・調整課 公共用地室長

事業認定等に関する適期申請の実施について

標記については、「事業認定等に関する適期申請等について」（平成15年3月28日付け国総国調第191号、国都公緑第235号、国河総第1867号、国道国第345号、国港管第1177号、国空管第320号国土交通省総合政策局長、都市・地域整備局長、河川局長、道路局長、港湾局長及び航空局長通達（以下「連名局長通達」という。))が定められているところではありますが、今般、事業認定の適期申請に関して、規制改革・民間開放推進会議の「規制改革・民間開放の推進に関する第1次答申（追加答申）（平成17年3月23日）」において、「「用地取得率が80%となった時、又は用地幅杭の打設から3年を経た時のいずれか早い時期を経過した時まで」とあるが、この基準の時期に到達した後初めて収用手続きに移行するといった起業者側の誤解が見受けられる」との指摘がなされたことから、平成17年3月25日に閣議決定された「規制改革・民間開放推進3か年計画（改定）」においても、別紙のような周知措置を講じることとされたところです。

については、連名局長通達の趣旨は、本来、遅くとも80%または3年までに収用手続きに移すべきものであって、用地取得率が小さい段階であったとしても、また、用地幅杭の打設から間もない時期であったとしても、昭和42年改正法の趣旨に即してそれが適切な時期と判断される限り、速やかに事業認定申請を行うことは可能であり、また、むしろそれが望ましい措置である旨改めて留意願います。

なお、このことについては、貴職より貴局内の関係事業担当部局にも周知をお願いします。

別紙

規制改革・民間開放推進3か年計画（改定）（平成17年3月25日閣議決定）（抄）

II 16年度重点計画事項（分野別各論）

1.1 住宅・土地・環境

5 土地収用法の積極的な活用等

平成15年3月の事業認定等に関する適期申請等についての国土交通省の通達では、土地収用法における事業認定の申請は、「用地取得率が80%となった時、又は用地幅杭の打設から3年を経た時のいずれか早い時期を経過した時まで」とあるが、この基準の時期に到達した後初めて収用手続きに移行するといった起業者側の誤解が見受けられるとの指摘もなされている。

このため、当該通達について、このような誤解を防止するため、この趣旨は、本来、遅くとも80%又は3年までに収用手続きに移行すべきものであって、用地取得率が小さい段階であったとしても、また、用地幅杭の打設から間もない時期であったとしても、昭和42年改正法の趣旨に即してそれが適切な時期と判断される限り、速やかに事業認定申請を行うことは可能であり、また、むしろそれが望ましい措置である旨文書により周知徹底を図る。**【平成16年度中に措置】**（Ⅲ 住宅ア⑤b）

（以下 略）